

ヘブタクロルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）
 についての意見・情報の募集結果について

- 1．実施期間 平成25年6月18日～平成25年7月17日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 1通
- 4．コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見1】</p> <p>良く整理され資料に基づき以下の意見を述べさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．TDI 値は妥当な値です。 2．当該農薬は極めて毒性が強く、神経系への影響が、すなわち神経系コリンエステラーゼ阻害を顕著に示す危険な物質です。 3．製造・使用禁止措置は妥当です。生物化学兵器にでも使用することになったら大変なことです。当該農薬の管理を徹底すべきです。 	<p>【回答1】</p> <p>1．～3．について 御意見ありがとうございます。 いただいた御意見はリスク管理にも関係するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省に伝えます。 なお、本剤は国内での農薬登録は既に失効しており、国内で農薬として使用することはできません。また、国際的にも、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において POPs 物質に指定されており、我が国でも「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」において第一種特定化学物質に指定されていることから、製造、輸入、使用等が規制されています。</p>

頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。